



2013年9月11日(水)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

要件が緩和された税制 非上場株式等の事業承継

非上場株式等の事業承継税制については、アメリカにはありませんが、ドイツ、フランス、イギリスといった主要国において導入されていることから、我が国においても平成 21 年の税制改正で創設し現在に至っています。

その骨子は、相続及び贈与にて取得する一定の非上場株式等について、その株式等（発行済み株式の 3 分の 2 まで）に係る課税価格の 80%（贈与税の場合は全額）に対応する相続税額について納税が猶予される、というものです。

使い勝手が悪く課税リスクが大きい

しかし、制度の導入から 4 年経ってもその適用件数は 549 件（相続税 381 件、贈与税 168 件）と活用されていませんでした。

理由は、この制度を導入しているフランス、ドイツ、イギリスなどと比べてもその適用要件が厳しく、かつ、納税猶予打ち切りに伴う課税リスクが大きく、その利用には躊躇せざるを得なかったのが実情でした。

具体的には、フランス、イギリスなどでは、雇用継続要件などはありません。ドイツにはありますが、要件を満たさなくなったからといって我が国のように猶予税額全額の打ち切りはありません。

また、猶予税額の免除期間ですが、我が

国では後継者が死亡するまでですが、ドイツ、フランスなどは 5 年程度で猶予税額的全額が免除されます。

さらに、これらの国では、先代経営者の役員継続や親族外承継も認められていますが、我が国では認められていません。

要件が緩和された

経済界からの強い要望で、平成 25 年税制改正で要件の一部が大幅に緩和されました。その主なものは次のとおりです。

①雇用要件が「5 年間毎年 8 割維持」が「5 年間平均 8 割維持」になりました。②納税猶予打ち切りリスクであった利子税の負担が、承継 5 年超で 5 年間の利子税は免除されました。③役員退任要件については、贈与時の役員退任を代表者退任とされました。④親族でない従業員などへの承継も可能とされました。⑤猶予税額の計算が有利になるよう、個人債務は株式以外の財産から差し引く方法に改められました。⑥経済産業大臣による事前確認制度は廃止されました。

なお、これら要件緩和は、平成 27 年 1 月 1 日以降の相続税・贈与税から適用ですが、⑥は平成 25 年 4 月 1 日から実施済みです。



もっと、使い勝手が
よい制度に改正を！